

## 尾張旭市選挙管理委員会（令和8年第1回）会議録

- 1 開催日時  
令和8年1月22日（木）  
開会 午前11時00分  
閉会 午前11時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所南庁舎 3階 303会議室
- 3 出席委員  
委員長 赤尾勝男  
委員 森賀則、堤美昭、服部一
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 加藤剛、次長 西尾裕子、係長 堺和彦、書記 水野史章
- 7 議題  
第1号議案 ポスター掲示場設置場所の決定について  
第2号議案 投票所の指定について  
第3号議案 最高裁判所裁判官国民審査において審査に付せられる裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について  
第4号議案 期日前投票所の指定について  
第5号議案 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票の指定について  
第6号議案 選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について  
第7号議案 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について  
第8号議案 開票の場所及び日時の決定について  
第9号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
第10号議案 開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について  
第11号議案 投票立会人の選任について  
第12号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について

- 第13号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
 第14号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について  
 第15号議案 在外選挙人名簿の登録について  
 第16号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について

8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和8年第1回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和8年2月8日執行予定の第51回衆議院議員総選挙等関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましてこんにちは。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは第1号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4km<sup>2</sup>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4km<sup>2</sup>未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めようとするものでございます。</p> <p>第1号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第1号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第1号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第2号議案「投票所の指定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第2号議案「投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、令和8年2月8日執行予定の第51回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第8条により定められた21の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。第2号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第2号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第2号議案は可決されました。</p> <p>次に、第3号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案「最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第52条及び同法施行令（昭和23年政令第122号）第19条の規定により、最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等を掲示する場所を定めようとするものでございます。</p> <p>第3号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第3号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第3号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第3号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第4号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案「期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により令和8年2月8日執行予定の第51回衆議院議員総選挙における衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第4号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第4号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第5号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第5号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による第48条の2の規定により、在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第5号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）

<p>委員長</p>	<p>第 5 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 6 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 6 号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第 17 条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、衆議院解散による選挙の場合、その選挙を行うべき事由が生じた日からその選挙の期日まではその登録の移替えを延期することができると規定されています。この登録の移替えを令和 8 年 1 月 22 日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第 6 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 6 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 6 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第6号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第7号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第7号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がくじで定める順序によるとされています。このため、投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじの場所を尾張旭市役所、日時を公示日であります令和8年1月27日の午後7時と定めようとするものでございます。</p> <p>第7号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第7号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第7号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第7号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第8号議案「開票の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第8号議案「開票の場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第63条及び第64条の規定により、開票の場所を市の選挙管理委員会が指定した場所に設けることとなっているため、開票場所を尾張旭市総合体育館2階競技場（アリーナ）、日時を令和8年2月8日、午後9時と定めようとするものでございます。</p> <p>第8号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第8号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 8 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 9 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 9 号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 6 1 条第 2 項及び同法施行令第 6 7 条第 1 項の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするものでございます。第 9 号議案の説明は以上です。</p>
委員長	では、第 9 号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 9 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	全員挙手（原案可決）

<p>委員長</p>	<p>第 9 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 1 0 号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第 1 0 号議案「開票立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 6 2 条第 2 項の規定により、公職の候補者は、開票立会人となるべき者を 1 人定めて、選挙の期日前 3 日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができることされており、その立会人が 1 0 人を超えるときは、市の選挙管理委員会がくじで定めた 1 0 人とすることになっております。また、同法第 6 2 条第 6 項の規定により、開票立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和 8 年 2 月 5 日の午後 6 時に定めようとするものでございます。なお、開票立会人の届出は同日の午後 5 時までとなっております。第 1 0 号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第 1 0 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 1 0 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第10号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第11号議案「投票立会人の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第11号議案「投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、別紙の一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の2交代制として午後1時30分に交代することとしていますので、全部で84名の方に投票の立会をお願いすることになります。</p> <p>第11号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第11号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第11号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第12号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第12号議案「期日前投票所の投票立会人の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされております。このため、期日前投票所の投票立会人を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>第12号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第12号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第12号議案は可決されました。 続きまして、第13号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第13号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を別紙の一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者を、職務代理者は係長級職員を充ててございます。</p> <p>第13号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第14号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第14号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第5項の読替規定による同法第37条第2項の規定により、期日前投票所の投票管理者を、選挙権を有する者の中から、公職選挙法施行令第24条第1項の規定により、その職務を代理すべき者を選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を別紙一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は市役所総務部の課長補佐相当職以上を選任してございます。</p> <p>第14号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第14号議案について、何かご質問等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第14号議案は可決されました。 続きまして、第15号議案「在外選挙人名簿の登録について」、第16号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第15号議案、第16号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。 はじめに、第15号議案「在外選挙人名簿の登録について」でございます。 公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場

	<p>合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に第16号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の12月1日時点の登録者数、今回、1月22日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体で、46名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第15号議案及び第16号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>

委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案及び第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第15号議案及び第16号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということでも事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衆議院議員総選挙等に係る選挙管理委員会の開催日程等について</li> <li>○ 次回日程確認</li> </ul> <p>令和8年1月26日（月） 午前9時30分から</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>